

居住区域に設置する遮音材に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

居住区域に設置する遮音材に関する事項

改正理由

2014 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる総トン数 1,600 トン以上に適用される IMO 船内騒音コード（決議 MSC.337(91)）においては、船員の休息が隣室等からの騒音により妨げられないように、居住区域内に設置する仕切りを適切な空気音遮断性能を有するものとするのが要求されている。

日本籍船舶にあつては、2014 年 6 月 2 日に改正された船舶設備規程第百十五条の四の三に対応する国土交通省の船舶検査の方法において、当該仕切りの空気音遮断性能を確保するために設けられる材料（遮音材）については、国土交通省の定める型式承認等を受けたものとするのが要求されている。

今般、日本籍船舶について船舶検査の方法を参考に関連規定を改めるとともに、外国籍船舶においては本会の認定を受けた材料に加え上記型式承認等を受けた材料も使用できるよう規定を改めた。

改正内容

居住区域内の隔壁及び甲板に使用する遮音材の認定等に関する要件を次のように改めた。

- (1) 日本籍船舶においては、船舶安全法第六条の四第一項の規定に基づき型式承認等を受けたものとする旨規定した。
- (2) 外国籍船舶においては、主管庁の承認品、本会の認定品又はこれらと同等のものとする旨規定した。